

公益財団法人富山第一銀行奨学財団

令和 9（2027）年度「学資給与奨学金」募集要項

1. 令和 9（2027）年度奨学生採用予定数
大学生合計で 10 名程度を予定します。

2. 奨学金

月額	50,000 円
----	----------

※給与型であり、返済の義務はありません。

3. 支給期間

奨学生として採用したときから、在籍する大学における最短修学期間終了までとします。

4. 給与生の資格等

- (1) 身体が健全であること。
- (2) 人格高潔、志操堅固で学業の成績が極めて優良であること。
 - ・ 高等学校における第 1 学年から申込時までの全履修科目の評定平均値が 5 段階評価で 4.5 以上であること。
- (3) 学資が豊かでないこと。
(特に学資の援助を受けることが必要であると認められる者。)
- (4) 富山県内の高等学校に在学し、保護者が富山県人であること。
(保護者は転勤等で一時期富山県に在住している者等は除く)
- (5) 大学卒業後、富山県内で就職を希望する者。
- (6) 上記(1)から(5)に該当するものであっても、当財団の本制度以外の学資の給貸与を受けている者は、当財団の給与を受けることができない。
(ただし、国の修学支援制度による授業料等減免は、併給を認める。)
- (7) 出身高校長の推薦が得られること。
- (8) (3)の学資が豊かでないことは、家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となります。

5. 給与生募集内容等

(1) 募集方法

在籍高校長の推薦を受け、高等学校経由で願書の提出とする。

原則、各高等学校 1 名以内の応募とします。

(2) 募集は、毎年 9 月から 10 月下旬とする。(状況により変更が有ります)

(今年の募集は、令和 8 年 9 月 1 日より令和 8 年 10 月 31 日までとする。)

(3) 提出書類は以下の通りとする。

- ・ 給与生願書 (所定用紙)
- ・ 給与生推薦調書 (所定用紙)
- ・ 戸籍謄本
- ・ 成績証明書 (高校 3 年の 1 学期迄の分)
- ・ 保護者の所得を証明する書類 (源泉徴収票の写し等)

6. 選考方法

(1) 第 1 次選考

奨学生希望者から提出された応募書類をもとに、同財団選考委員会において書類選考します。

(2) 第 2 次選考

第 1 次選考に合格した者について、選考委員会が面接選考をします。

奨学生予定者を選定し、奨学生として内定した旨を本人及び学校長に通知します。

7. 交付の期間

給与期間は入学した月から当該学校所定の修業年限が満了するまでの期間内とします。なお給与期間の途中で休学・退学・除籍等があれば給与を中止します。

8. 支給の方法

大学に入学後に「入学したことを証する書類 (在学証明書等)」を提出していただき、本選考した上で毎年 5 月中旬に最終決定し、6 月 26 日 (銀行休業日の場合は前営業日) に、4 月に遡り 4 月から 7 月分までの給与金を口座振込み方式で支給します。以降、毎月 26 日に翌月分を支給します。

9. 給与生の義務

(1) 給与生は、毎学年度末の学業成績書を提出しなければならない。

(2) 奨学財団主催の給与生の集いに参加しなければならない。(例年 12 月下旬予定)

なお、帰省を伴い居住地から富山県内の実家及び実家から給与生の集いの会場までの往復交通費は支給します。

10. その他

(1) 「公益財団法人富山第一銀行奨学財団給与生の集い」

- ・ 毎年 12 月下旬に「公益財団法人富山第一銀行奨学財団給与生の集い」を TOYAMA キラリ（富山第一銀行本店）で開催します。

(2) 提出された書類等は、学資給与奨学金の選考・管理にのみ利用します。選考結果にかかわらず提出された書類等は返却いたしません。

(3) 事務局（奨学金についての問合せ先）

- ・ 奨学金についてご不明な事項の問合せ先です。

公益財団法人 富山第一銀行奨学財団 事務局 住所：〒939-8212 富山市掛尾町 6 2 6 番地 TEL 076-422-2829 FAX 076-422-2891 E-mail tomizai@micnet.ne.jp 常務理事：八幡正之 事務局長：柴田憲宏
--